

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	不明（平成29年11月18日 17時00分ごろ～20日 07時55分ごろの間）
発生場所	宮城県仙台塩釜港塩釜第1区 塩釜漁港東防波堤灯台から真方位259° 1海里付近 （概位 北緯38° 19.2′ 東経141° 01.8′）
事故の概要	遊漁船八千代Ⅲは、無人で岸壁に係留中、沈没した。
事故調査の経過	平成29年11月22日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 八千代Ⅲ、5トン未満（長さ8.56m）
船舶番号、船舶所有者等	210-18770宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西～西、風力 1～3 海象：海上 平穏 平成29年11月18日は、20時42分が新月の大潮であった。 18日の潮位 高潮時155cm（14時57分）、低潮時17cm（21時54分） 19日の潮位 高潮時156cm（15時24分）、低潮時14cm（22時25分）
事故の経過	本船は、海上タクシーとして従事していたところ、11月18日の運航を終え、船首尾から各2本の係船索を取って‘仙台塩釜港塩釜第1区の岸壁’（以下「本件岸壁」という。）に右舷着け係留し、17時00分ごろから無人となった。 本船は、20日07時55分ごろ本件岸壁前面の海底に沈没しているのが発見された。 本船は、船体に損傷がなかった。 船長は、本船が、低潮時に船体が本件岸壁に固定されたゴム製棒状防舷材の下方に潜り込み、潮位が上昇する際、右舷のブルワークが引っ掛かって右舷側に傾斜し、船内に浸水して沈没したのではないかと本事故後に思った。 本船は、海面からブルワーク上縁までの高さが約1.1mであった。 船長は、係船時に、本件岸壁の防舷材の下部が本船のブルワークの上縁より約0.3m下にあったことを確認していた。

<b>分析</b>	<p>本船は、仙台塩釜港塩釜第1区において、無人で本件岸壁に右舷着け係留中、船内に浸水したことから、沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、大潮で低潮時の潮位が最低水面近くとなった際、船体が本件岸壁の防舷材下方に潜り込み、潮位が上昇したときに右舷のブルワークが同防舷材に引っ掛かり、右舷側に傾斜して船内に浸水した可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、仙台塩釜港塩釜第1区において、無人で本件岸壁に右舷着け係留中、船内に浸水したため、沈没したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 岸壁に係留する際は、係留時における潮位の変動を考慮し、錨索を取って岸壁との間隔を広くするなど、適切な係留方法を選定すること。また、可能な場合には、より保船しやすい係留場所を選定することが望ましい。</li></ul>